

「第一条告示」に対する意見募集の結果一覧（実施期間：2017年6月2日～7月1日）

No.	御意見	御意見に対する回答
1	<p>公務員の場合については、講習の受講料を国が負担するか、あるいは、受講料は無償とするべきではないか。内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の職員のうちセンター長が認める者や、各府省庁の職員のうちNISCの情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT）又はCSRITの構成員であって各府省庁の最高情報セキュリティ責任者（CISO）が認める者についても、認定の対象に加えるべきではないか。なお、本改正案とは関係がないが、意見としては、米国の認定資格であるCISSPの有資格者についても認定の対象とするとともに、支援士についても4年以上の実務経験があればCISSP認定を得られるようにするなど、国際相互承認を検討し、支援士制度の国際化を図るべきと考える。また、重要インフラ事業者や、一定規模の情報システムを導入している事業者（エネルギー管理士や電気主任技術者の設置義務が課されている事業所）などには、情報処理安全確保支援士の設置を義務化した方がよい。</p>	<p>前者について、情報処理安全確保支援士制度における講習の受講料の負担については、支援士が所属する組織内の問題と考えております。後者について、認定の対象となる者の追加については、関係行政機関との調整を踏まえながら、今後検討してまいります。支援士制度に関するその他の御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>個人情報所有・利用している企業における情報処理安全確保支援士の必置化を、是非検討していただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>NISCを対象とするのは止めていただきたい。あるいは、対象にするとしても、最低情報セキュリティスペシャリスト試験に合格していることを条件とすべきではないか。また、試験委員については、単に問題文等の文章の打ち込み等の事務に従事する者は対象外という認識でよいか。</p>	<p>本改正案で対象とされる者は、内閣情報官が掌理する事務に係る職員であり、NISCの職員は対象になっていません。また、試験委員については、御理解のとおり、単に問題文等の文章の打ち込み等の事務に従事する者は対象になりません。</p>